

墨田区議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、墨田区議会議長（以下「議長」という。）、副議長及び常任委員会委員長が墨田区議会を代表し、議会運営に関わりがある各種団体及び個人との交際に要する経費（以下「議長交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出)

第2条 議長交際費は、支出の内容、対象及び金額が社会通念上妥当と認められる範囲において支出するものとする。

(支出区分等)

第3条 議長交際費の支出区分は、次のとおりとし、その内容等は別表に定めるところによる。

- (1) 会費
- (2) 接遇費
- (3) 賛助費
- (4) 慶弔費
- (5) 見舞費

2 前項各号に掲げるもののほか、議長が特に必要があると認めるときは、議長交際費を支出することができる。

(公表)

第4条 議長は、議長交際費の公正性及び透明性を確保するため、支出状況を区議会ウェブサイトで公表するものとする。

(見直し)

第5条 議長は、議長交際費の支出に当たり、社会経済情勢の変化等を十分考慮するとともに、その内容、対象及び金額について常に説明責任を果たせるよう、この基準の適正な執行に努め、適宜見直しを行うものとする。

付 則

この基準は、令和8年4月1日から適用する。

別表

1 会費・接遇費・賛助費

区分	内容等	限度額
会費	各種団体等が主催する総会、新年会、懇親会等の会費又は会費相当分に要する経費	会費等の額が定められているときはその額 会費等の額が定められていないときは20,000円
	各種団体等が主催する大会、祝賀会、発表会、イベント開催等のお祝いに要する経費	
接遇費	各種団体等との接遇・折衝に要する経費	1人当たり20,000円
賛助費	各種団体等の行事又は事業、区を代表して大会等に参加する団体又は個人に支出する経費	30,000円

2 慶弔費

(1) 内容・限度額

内容	限度額
各種団体等及び個人への祝電、弔電、香典、花輪又は生花等に要する経費	香典は20,000円 花輪又は生花は1基当たり25,000円

(2) 対象等

対象		香典	花輪又は生花	弔電
区議会議員（現職）	本人	○	○	○
	配偶者			
	子			
	父母			
	子の配偶者	-	-	
	配偶者の父母			
区議会議員（元職）	本人	○	○	○
区長・副区長・教育長・常勤監査委員（現職）	本人	○	○	○
	父母			
町会長・自治会長（現職）	本人	○	○	○
区政功労者表彰受賞者	本人	○	○	○
区選出都議会議員（現職）	本人	○	○	○
	父母	-	-	
区選出国会議員（現職）	本人	○	○	○
	父母	-	-	

第5ブロック（江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）、姉妹都市（台東区）、国内友好都市（小布施町・鶴岡市・鹿沼市）の議長及び首長（現職）	本人	○	○	○
その他議長が特に必要があると認める者		○	○	○

3 見舞費

内容等	限度額
各種団体等への災害等の見舞いに要する経費	被害状況等を考慮し相当と認められる額
個人への病気及び事故等の見舞いに要する経費※	10,000円

※ 現職の本人（区議会議員、区選出都議会議員、区選出国会議員、区長、副区長、教育長及び常勤監査委員）が、7日以上入院したときに限る。